

○鈴木(義)委員 最後に、ちょっと漫画チックな話で、私は、三・一・一を契機にして、新しいエネルギーを創造していかなければならぬ時代に入つたんだと思つています。前に、これも、平成二十四年の三月ですか、エネ調の方で、五十ヘルツと六十ヘルツのものの試算表をいただいたんです。

これは、六十に変換するといったときにトータルで十兆円かかる、そのコストを誰が負担するんだと。では、この十兆円というのはどこから出しきてきた数字なんですかとお尋ねしたら、電力会社が見積もった金額なんだといふんです。でも、これから電力の自由化になつて新しい再エネが入つたり、違うスタイルのエネルギー源がもし生まれてくるのであれば、十年かかるか五十年かかるかわかりませんけれども、それを一つのやはりターニングポイントにしていつて、どのみちお金をかけなければならぬんだつたら、もうそろそろ真面目に検討していくらどうかな?と思うんですね。

結局、火力でも原子力であつても、タービンを回すときのヘルツが五十なのか六十なのかで、それが一番お金がかかるんだと思うんで、あとは変電所だといろいろあるんでしようけれども。でも、今ある技術で、タービンをどのみち解体して新しいものにつくりかえなくちゃいけない、耐用年数というのが必ず出てくるでしようから、そのときには思い切つて切りかえられるような形で、十兆円どんと金を使うんじゃなくて、十年でやろうと思えば一兆円、二十年でやろうと思えば五千億で何とかなるんですね。

それと、あと、ほとんど議論にはならないんですけども、再エネはほとんど直流なんです。送配電、今の普通の電線は交流なんですね。そうすると、直流でつくるものを交流にして、蓄電池をつくるのだったら直流でためまた交流に乗せて。そこでロスがどんどん出でてくるわけです。そういうこともやはりパッケージで考えた方がいいと思います。だから、大消費地は別としても、

地方のところに行けば行くほど、違うシステムの工エネルギーの供給の仕方というのを取り入れた方が、直流を交流、交流から直流とか、五パーとか一〇パーとか二〇パーぐらいのロスを見ながら、見積もった金額なんだといふんです。

あと、高圧にしたり低圧にしたり、そういうのが見積もった金額なんだといふんです。でも、これから電力の自由化になつて新しい五十ヘルツ、六十ヘルツの問題というの、私はもうそろそろ真面目に検討していくらどうかな?と思うんですね。

これは、六十に変換するといつたときにトータルで十兆円かかる、そのコストを誰が負担するんだと。では、この十兆円というのはどこから出しきてきた数字なんですかとお尋ねしたら、電力会社が見積もった金額なんだといふんです。でも、これから電力の自由化になつて新しい五十ヘルツ、六十ヘルツの問題というの、私はもうそろそろ真面目に検討していくらどうかな?と思うんですね。

これが、六十に変換するといつたときにトータルで十兆円かかる、そのコストを誰が負担するんだと。では、この十兆円というのはどこから出しきてきた数字なんですかとお尋ねしたら、電力会社が見積もった金額なんだといふんです。でも、これから電力の自由化になつて新しい五十ヘルツ、六十ヘルツの問題というの、私はもうそろそろ真面目に検討していくらどうかな?と思うんですね。

○宮沢国務大臣 直流送電というのを一部研究が始まられれているというのを聞いております。

それは、福島原発事故の原因究明は国として統的に取り組むことが重要です、これまでに国会、政府事故調査委員会において事故の検証が行なわれ報告書が取りまとめられています、さらに独立した原子力規制委員会が昨年十月に中間報告書を取りまとめるなど事故原因の技術的解明を進められており、今後も中長期にわたつて統的に取り組んでまいりますと、事故の原因究明について答弁をされています。重要な答弁だと思うんですが、

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。

きょうは、大変お忙しい中、東電の廣瀬社長と、あと田中規制委員長にお越しいただいております。ありがとうございます。

本法案は、先日、本会議質疑が行われました。

私は質問させていたいたんですけど、そのときの安倍総理の答弁が大変重要なと、いうふうに感じました。

した。

それは、福島原発事故の原因究明は国として統的に取り組むことが重要です、これまでに国会、政府事故調査委員会において事故の検証が行なわれ報告書が取りまとめられています、さらに独立した原子力規制委員会が昨年十月に中間報告書を取りまとめるなど事故原因の技術的解明を進められており、今後も中長期にわたつて統的に取り組んでまいりますと、事故の原因究明について答弁をされています。重要な答弁だと思うんですが、

問題は、これを実際にやつしていくことだというふうに思います。

しかし、金部は解決されていないということになりますと、どつちかに統一すると、統一された

といいますか、変えなきゃいけない地域の産業ま

た家庭に相当影響があるといつたこと、だから、長い目でどういふのは、恐らく、そういうものを長

い目でインバータに入りにした上で、こういふ

話だつたんだろうというふうに思つております。

そのときには、電力会社の試算で電力の、まさに

おおしゃつた発電設備で十兆円というよ

う費用の問題といふものはやはりしっかりと考

えておりま

すけれども、この証言は、一九九一年十月三十日

に福島第一原発の一號炉で起きた事故に関する吉

田氏の証言であります。これは九一年といふこと

で、年数的には古いんですけども、しかし、今

につながる重大な問題を含んでおりますし、こと

三月の福島地裁でのいわゆる口頭弁論でも大き

なテーマになつた問題であります。

そこで、東電にお聞きしたいと思いますが、こ

の事故の概要を端的に説明していただけますか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

先生のお配りになられた資料の二枚目に報告書

が若いころは、音楽プレーヤーなんかを持つていて、東京で使つてゐるのを長野へ持つていくと動かないというような話がありましたが、今はかなり、インバータが入つてきて解決されつあります。

しかし、金部は解決されていないということになりますと、どつちかに統一すると、統一されたといいますか、変えなきゃいけない地域の産業また家庭に相当影響があるといつたこと、だから、長い目でどういふのは、恐らく、そういうものを長い目でインバータに入りにした上で、こういふ話だつたんだろうというふうに思つております。

そのときには、電力会社の試算で電力の、まさにおおしゃつた発電設備で十兆円というよ

う費用の問題といふものはやはりしっかりと考えておりま

すけれども、この証言は、一九九一年十月三十日

に福島第一原発の一號炉で起きた事故に関する吉田氏の証言であります。これは九一年といふこと

で、年数的には古いんですけども、しかし、今につながる重大な問題を含んでおりますし、こと三月の福島地裁でのいわゆる口頭弁論でも大きなテーマになつた問題であります。

そこで、東電にお聞きしたいと思いますが、この事故の概要を端的に説明していただけますか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

先生のお配りになられた資料の二枚目に報告書

がございますが、まさにこのとおりだというふうに認識をしております。事故の発生は先生御指摘のように一九九一年十月三十日。このときに、一号機の地下にございましたポンプ室の下から水が突然あふれてきたということです。このポンプといふのは、補機の冷却をするため。補機といふのは、原子炉そのものを冷やすための水の熱交換ではなくて、空調機であるとか、あるいは使用済み燃料プールの水を冷やすために、その熱交換をするために海水に戻すというパイプでございます。

そのパイプが発電所の一號機の建屋の地下に埋まつておりますが、そこから水があふれ出たといふ事象でございまして、当時運転中でございまして、水があふれたということをもつて原子炉までの搬入がありますと、事故の原因究明について答弁をされています。重要な答弁だと思うんですが、問題は、これを実際にやつしていくことだというふうに思います。

総理の答弁でも引用されているんですが、三・一の後、政府でつくられました政府事故調査委員会の調査の際に、まさに総理がおつしやつた事故の原因究明を目的として、関係約七百七十名から行つたヒアリングの記録がございます。この中で、きょう御質問したいのは、当時福島第一原発の所長をされていた吉田昌郎氏の証言であります。

配付資料の一をごらんいただければと思うんであります。吉田元所長はこのように証言されています。「あれで冷却系統はほとんど死んでしまつて、DGも水に浸かつて、動かなかつたんです。あれはものすごく大きいトラブルだと今まで思つてゐるんです。今回のものを別にすれば、日本本のトラブルの一、二を争つ危険なトラブルだと思ふんです。けれども、余りそういう扱いをされていないんですね。」こういう指摘であります。

きょうは、お忙しい中、規制委員長に来ていただけたのは、どうしても規制委員長にもお聞きしたかったんです。物すごく大きなトラブルだ、今回の中のものを別にすれば、日本のトラブルの一、二を争つ危険なトラブルだという吉田元所長の指摘を、どのように規制委員長は思われるのか。同じような認識だというふうに考えていいんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 安全上最も重要な機器の一つである非常用ディーゼル発電機に影響を及ぼしたという意味では、大変重要な事故であつたと

そうしたことも踏まえまして、新しい規制基準では、施設内でのいわゆる内部溢水、あるいは場合によつては津波のような外部からの浸水、そういうものがあつても安全機能を損なわないということを求めております。

具体的には、非常用ディーゼル発電機等の非常用電源設備の多重化、多様化、それから水密化、それから、重大事故対策として、さらに代替電源設備、これはSBOが非常に今回の事故の教訓でありますので、そういうことを踏まえまして、可搬型と常設の代替電源設備等の設置を求めているところでござります。

○藤野委員 東電社長にもお聞きしたいんですが、今回のもの別にすれば、日本のトラブルの一、二を争う危険なトラブルだという吉田所長の指摘、社長の御認識はどのようなものでしようか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

パイプに穴があいて水が出てきてしまったということで、非常用ディーゼルは二機あつたわけですが、そのうちの一機が水につかってしまったということです。当時の発電所員も、すぐ発電を停止する、もちろん、それ自身、非常用のディーゼルですので使つておらないわけですね。でも、そうしたことになつたことで、すぐに発電をとめる、そういう意味では極めて大きな事象、事故であつたというふうに考えておりま

す。
○藤野委員 規制委員長も大変重大な事故であつた、極めて大きな事象であつたということなんですね。吉田所長が言つてゐるよう、大変なんだけれども、吉田所長が言つてゐるよう、大変なんだけれども余りそういう扱いをされていないんですね。

先ほど廣瀬社長が、紹介しているそのとおりだとおつしやつたんですけども、最終報告書といふのがここにありますて、いろいろあるのかなと思つて私も取り寄せたんですけども、非常に薄いんですよね。

本文といふのは、表紙を抜いて、本文が始まつ

て、六ページしかない。概要は、この紹介しているものなんですか？ けれども、今おつしやつた非常用ディーゼル発電機が水につかたたいうことは一ヵ所でしか出ません。しかも、一部に浸水としか書いていてなくて、非常にあつさりしている。

吉田所長が日本で一、二を争うトラブルだと言つて、六ページしかない。概要は、この紹介してい

て、六ページしかない。概要は、この紹介しているものなんですか？ けれども、今おつしやつた非常用ディーゼル発電機が水につかたたいうことは一ヵ所でしか出ません。しかも、一部に浸水としか書いていてなくて、非常にあつさりしている。

吉田所長が日本で一、二を争うトラブルだと言つて、六ページしかない。概要は、この紹介しているものなんですか？ けれども、今おつしやつた非常用ディーゼル発電機が水につかたたいうことは一ヵ所でしか出ません。しかも、一部に浸水としか書いていてなくて、非常にあつさりしている。

吉田所長が日本で一、二を争うトラブルだと言つて、六ページしかない。概要は、この紹介しているものなんですか？ けれども、今おつしやつた非常用ディーゼル発電機が水につかたたいうことは一ヵ所でしか出ません。しかも、一部に浸水としか書いていてなくて、非常にあつさりしている。

吉田所長が日本で一、二を争うトラブルだと言つて、六ページしかない。概要は、この紹介してい

て、六ページしかない。概要は、この紹介してい

て、六ページしかない。概要は、この紹介しているものなんですか？ けれども、今おつしやつた非常用ディーゼル発電機が水につかたたいうことは一ヵ所でしか出ません。しかも、一部に浸水としか書いていてなくて、非常にあつさりしている。

吉田所長が日本で一、二を争うトラブルだと言つて、六ページしかない。概要は、この紹介してい

て、六ページしかない。概要は、この紹介してい

ヒアリングというのは、先ほど言つたように七十名というところで、大変貴重な証言、私も幾つも見せてもらつております。在、二百三十名程度しか公開されていない。七十ですから大体三割未満ということになります。七割が闇の中ということで、これでは、安倍総理自身が本会議で、原因究明というのは重要なこと、というふうにおっしゃつているにもかかわらず、その原因究明の第一級資料が公表されていない。これは、残りの七割も公表すべきじゃありませんか。

○中井政府参考人 お答えいたします。

政府事故調査委員会が行つたヒアリングにつきましては、事故当時の状況を包み隠さずお話ししたため、非公開を前提に相手方の任意の協力を得て行わたるものでありまして、そのヒアリング記録は不開示の扱いとしております。

なお、ヒアリング記録は非公開が前提ですが、ヒアリング対象者本人が同意する場合には、開示して問題はないと考え方から、ヒアリング対象者に対する意向確認を行い、同意が得られたものについては順次開示しておるところでございます。

ということでございまして、御本人の意向を尊重した対応ということで御理解いただきたいと思います。

○藤野委員 本人の意向ということで、わかるところもあるんですが、実際、二百三十名の方が公開されているわけですね、ほぼ実名で。

ちょっとこの点で、非常に重要な方々の名前を私は探したんですけども、なかつたので確認したいんですが、キーパーソン中のキーパーソンと言われております元東電会長の勝俣氏、あるいは元社長の清水氏、元副社長の武藤氏、元技術フェローの武黒氏という方の証言というのは本当に重要なと思うんですが、これはヒアリングはされているんでしようか。

○中井政府参考人 お答えいたします。

政府事故調査委員会が行つた関係者からのヒアリングにつきましては、事故原因や被害の原因を究明するため、非公開を前提に任意の協力を得て行つております。このため、ヒアリング対象者の氏名や所属を含め、非公開としておるところです。ございまして、お答えすることは差し控えさせていただきます。

ただし、政府事故調査委員会の報告書には、清水社長と武藤副社長に対してヒアリングを行つた旨、記載されておるところございます。

○藤野委員 これを見せていただきますと、当時の経産大臣だととか、あるいは総理大臣、官房長官、環境大臣など方が重要な証言をされておりまますし、このカウンターパートといいますか、事故のまさに中枢にいらっしゃったこの四人の方、国民はまさにこの方々の声が聞きたいというふうに思うんですね。それなのに、ヒアリングしたかどうかすらも明らかにしない。もし、していなかつたら、私はこれは政府事故調の大変なあれだとは思うんですけども、しているとは思うんですが、それを公開していないということであります。

先ほどの御説明だと、要するに、本人が同意していれば出せるんだと。ということは、この四人の方は同意をしていないということなんでしょうか。

○中井政府参考人 恐縮でございます。繰り返しになりますが、政府事故調査委員会が、ヒアリングにつきましては非公開を前提に相手方の任意の協力を得て行われております。このため、ヒアリング対象者の氏名や所属を含め、個別のヒアリング記録についてお答えすることは差し控えさせていただきます。

○藤野委員 お答えいたします。この件につきましては、菅官房長官が、原則非公開だけではなく、内閣官房は、まさにこの方々の声が聞きたいというふうに思うんですね。それなのに、ヒアリングして、それを受けて、二〇一四年六月二十七日にホームページを読ませてもらいましたと、二〇一四年六月五日に、菅官房長官が、原則非公開だけでも同意を求めるんだということをおっしゃつて、それを受けて、二〇一四年六月二十七日には、公表についてということで、ある意味お願いを発出されているし、その後も、十二月二十五日と三月二十六日ですか、私が見た範囲では。要するに、たびたび公開に応じてほしいということをされているということで、これは私は、そういう意味では、国民の立場に立つた対応だというふうに思うんです。

にもかかわらず、三回も四回も、何回もやつてあるのに応えていないと。それがまさにキーマン中のキーマンであるということで、これはちょっとやはり許せないなどいうふうに思いますし、なにせ、おさら逆に、これだけ隠されると、何か物すごく重要なことを言つていいんじゃないいかということになりましたので、引き続き、内閣官房としてもなりますので、粘り強く、そは今までやつてこられたように、

うしたまさに中心人物の声を国民党に届けるという仕事をしていただきたいと強く思います。

○宮沢国務大臣 お答えいたします。

電力は、今回、送配電部門の法的分離をお願いしているわけでございますけれども、ホールディングス制というようなことに移行しておりますし、また一方で、燃料部門、調達部門、また火力発電部門につきましては、中部電力とのアライアンスという形で一歩進んだ形を進めるなど、やはりかなり先行した形の経営をしていただいていると思っております。

○藤野委員 ありがとうございます。

まさに、東電がどうなるかというのは、電力システム改革を占うといいますか、それよりも帰趨を左右する大問題だと思います。

しかし、その東電が、今、再建計画が一体どうなっているのかと、いうことで、先ほどいろいろな

あります。お聞きさせたいと思います。されないと思いますし、総理がおっしゃつた事です。二百三十六名の方が現在ほぼ実名で公表されていますが、そのうち、私が数えたところでは、二十二名が東電の関係者、ほぼ一割なんですね。部長とか現場の先ほど吉田さんもそうですけれども、にもかかわらず、そのトップが、中身が見られない、証言が読めないというのはどう考えておかしいなと思います。

○藤野委員 やはり、それでは国民の思いには思えません。

何といっても、東電のあり方をお聞きしたいんです。といいますのも、電力システム改革という場合、日本の総販売電力の三分の一を占めている東京電力のあり方がどうなるかが決定的だと思っています。大臣にこれをまず確認させていただきたいんです。大臣が認定されたものの中にも、東京電力のあり方がどうなるかが決定的だと思っています。大臣にこれをまず確認させていただきました。

原子力損害賠償支援機構運営委員会が二〇一三年十一月二十五日に発表しました新・総合特別事業計画の策定についてという文書の中で、東京電力が電力システム改革を先導する諸改革に積極的に取り組み、新生東電ともいうべき新たな姿を示すことと書いてあります。先導するということでですね。そして、今の新・総合特別事業計画の中に大臣が認定されたものの中にも、東電は電力システム改革の先駆けという表現があるわけですね。

そこで、こうした東電の改革というのが電力シ

ステム改革全体についての先駆け、先導という位

置づけだと思うんですが、この認識で間違いない

でしようか。

いんですが、現在、東電は、一〇一二〇年代前半までに、どれぐらいの利益を出して、どれぐらいの株式価値を実現しようとされてるんでしよう

これも、先生のお配りいただいた資料、ちょっと数字だけ読み上げてもおわかりにならないと思いまますので、これを使わせていただきますと、これは、今おっしゃった昨年の一月十五日に国から認定をいただいた新しい総合特別事業計画でござります。

この下の方に青いところでキヤシショプローというのがございますが、そこから上に四つか五ついたところに経常利益というのがございまして、ずっと横を見ていただきますと、千五百億程度の経常利益を出していきたいということで、これはあくまでもうちの計画でございますので、こうしたことで、何とか今後福島のとにかく私ども責任をしつかり果たしていくなければいけませんし、そのためにももちろんお金も必要ですし、それから、事業価値を上げて株の売却によって除染費用を負担するということをございます。そうしたことでこの計画をつくらせていただいて、国に認定をいただいたというところがございます。

○藤野委員 資料を御紹介いただいたので、私も紹介したいんですが、この資料の右下に注書きがあるんですねけれども、二〇一四年七月から柏崎刈羽が順次再稼働するということが大前提の計画になつております。二〇一四年七月とということですのでもう過ぎてはいるわけですが、結局、今、柏崎は全然動いていないということになります。

ここで、やはり社長にお聞きしたいんですが、この動いていないというもとで、この計画が金額的にどれぐらいのマイナスの影響を受けているのか、決算前ですので予想という形になるかもしれないんですが、お答えいただければと思います。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

したがつて、数字は動いてしまいますが、一般的に、一基当たり一ヵ月で百億、サイズによつても違いますので、そのぐらいの差が出てまいりますので、年間にしますと、何基動くか、もちろん四月から三月までずっと動き続ける場合もございますし、例えばこの計画では七月から動くというようなことにしてございましたので違いますが、この計画では、当初、最初に、一四年度は左から二つ目ですね、この辺でありますと三千億円ぐらゐが年間通して、ここでは四つを順次動かしていくということになつてましたと思ひますので、そのぐらいの差がござります。

ただ、一方で、私ども御存じのように相当なコストダウンを今しておりますと、一四年の三月期という一番左のものでは、これは去年の三月の話ですでので決算が出ておりまして、結果として、先ほど示した千五百億ぐらいの数字が並ぶものの三つ上に九百九十七億という営業利益がござりますが、ここから特別負担金というのを抜いたのが恐らく下の二百七十一に近くなつていくわけですがれども、こここのレベルでいりますと、抜く前で九百五十億ぐらい、それから抜いた後で四百五十億ぐらいの利益を出すことができました。

それから、今年度、これはもう間もなく決算を発表するので、まだ正確なことは申し上げられないのでですが、今年度も、この計画にあるような二千六百七十七億ですかこれに近い数字を今出すべく、ちょうど決算が終わろうとしているところ

わせていただいて恐縮でございますけれども、当然のことながら、原子力発電所が動かない場合に収支に与える影響というのは、原子力発電所が動いていれば発電したであろう電気を、ほかの、火力になると思いますが、火力で一体どのぐらいの値段でつくれただろう、その燃料費の差になりますが、その差額で影響を計算するということになりますので、一定の条件を置いてやります。例えばここであれば、左の下の方に百十ドル・ペアル、為替百円、これは一年以上前の計画ですが、こうしたことになつております。

問題になると思うんですけれども、規制委員会にお聞きしたいんですが、柏崎刈羽の再稼働について、今どこまで審査が進んでいるんでしょうか。○櫻田政府参考人 柏崎刈羽原子力発電所六、七号機の審査の進捗状況ということでお尋ねがつたと思います。

この発電所の審査につきましては、現在、地震、津波関係とかプラント関係とかいろいろございますが、審査を統けているという状況でございます。実は、本日も先ほどまで基準地震動についての柏崎刈羽六、七号機の審査をやってございました。

これまでのところ、地震、津波関係では、敷地及び敷地周辺の地下構造でありますとか、地震や地すべりによる津波の評価等について審査してきてござります。また、プラント関係においては、格納容器の圧力逃し装置、これはいわゆるフィルターベントと言われるものでござりますけれども、この装置の話とか、外部火災、内部溢水、先ほどお話をございました、内部で水があふれた場合の対策、こういったものについて審査を実施しているところでございます。

今のお進捗状況ということでいいますと、こういうようなことでやってきてございまして、まだ論点は残っておりますし、事業者の対応を踏まえながら厳正に審査を進めてまいりたいと考えているところでござります。

○藤野委員 やはり、はつきり言えないんだとは

○藤野委員 今おっしゃつたように、動いていいな
いことでかなり大きな、三千億円を超えるような
狂いが生じている、それを埋めるためにいろいろ
やっていらっしゃる、コストダウンということで
いろいろ今埋めているということです、結局これで
いつまでもつのか?ということだと思うんですね。
先ほど質問もありましたけれども、やはり、もう
そろそろまたない時期に来ているんじゃないかなと
いうふうに私も思います。

で、審査とは別に、やはり肝心の地元の同意が得られる見込みがないというのが現状じゃないかというふうに思うんですね。

ですから、ここで社長にお聞きしたいんです
が、もし柏崎刈羽が動かなかつたら、今的新・総合特別事業計画、あるいは改定されるものもそうですが、成り立たなくなる、こういう認識でよろしいでしようか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

先ほどのとおり、総合特別事業計画の中では、
収支を十年にわたって計算してまいりますので、
どこかの段階で発電所を再稼働して、七つござい
ますので、それをどういう形で順次再稼働するの
かということを置きませんと収支上の計算ができ
ませんし、実際問題として、先ほど申し上げたよ
うな金額が変わつてまいりますので、再稼働の有
無が大きく収支に影響を与えるのは事実でござい
ます。

○藤野委員 大きく収支に影響を与えるというこ
と、そうだと思いますけれども、本当に、そ
ういう意味では、この電力システム改革全体が非常
に脆弱といいますか、もろい基盤の上に今立つて
しまします。

一生懸命、今、改定作業をされているというふ
うにお聞きしておりますけれども、本当に、そ
ういうのが柏崎刈羽原発の再稼働に左右され
る、しかし、それは全然見通せないというわけであります。

思いますが、れども、ことしの秋ごろには終わると
いうような報道も一部されていいる状況であります。
しかし、審査は進んでいくのかもしれません
が、私は北陸信越ブロックの選出なんですが、れど
も、その中に新潟県もありまして、泉田知事のこ
の間のお話なども聞いておりますと、地元の同意
という点では非常に厳しいものがあるというふう
に思うんですね。再稼働について、福島の事故の
検証が先と、まさにその事故の原因究明を含めて
検証が先だということをおつしやつておるわけ

いるのではないかというふうに思つんですね。

日本の電力の三分の一を占める東電がそういう状況であるということで、法的分離というお話を先ほどもありましたけれども、あたかも国民的に分離されるのかな、もしかしてリスクも分離されるのかなという思いの人もあるかもしませんが、結局は一体といいますか、原発に左右されるということで、そういう意味では、これは分離という名に値しないというふうに言わざるを得ないと思うんです。

だからこそ、これもお話をありましたけれども、全面自由化といいながら、原発を優遇するさまざまな制度を幾つも検討されている。本法案の附則七十四条一項、二項でそれぞれ、検証とその検証を踏まえた必要な措置を講ずるということでありますので、そういう意味では、ここまでしなければビジネスとして成り立たない。全面自由化といいながら、ここまでして東電をいろいろ助けているということで、これはやはりこういう原発というのもきっぱりやめるべきだというふうに思っています。

その上で、これまで述べてきた柏崎刈羽の再稼働というものが、ある意味古いビジネスで東電をもうけさせようということであるとすれば、今のシステム改革あるいは本法案の議論というのは、新しいビジネスでも東電に新たなもろけを得させようという仕組みも入っているというふうに思つています。

本法案によつて電気、ガス市場が全面自由化されまして、電力で八・一兆円、ガスで二・四兆円、合わせて十兆円を超える市場が生まれます。海外を含めれば、日本再興戦略にも書かれておりますけれども、二〇二〇年に二十六兆円の内外のエネルギー市場が生まれるということで、成長戦略の柱として安倍政権も位置づけられているわけですが、問題は、この市場がいつせいのせで始まるというよりも、はつきり言つて、既に電力がかなりのプレゼンスを占めながら、そこでさらにもうけやすくなるという側面があるんじゃないかなと

いうことなんですね。

前提としてお聞きしたいんですけども、先ほど包括アライアンスの東京電力と中部電力のお話がありました。これも私は大変重要な動きだとうふうに思つんですが、もともと日本のLNGの電で一六%二つ合わせて四五%ということです。三位と四位が東ガスと大ガスということなんですね。ですから、もともとLNGというのは電力会社がトップを占めているということです。売ベースでも、既に電力の動きは活発であります。

配付資料で五番目におつけさせていただいています。これはちょっと潰れて申しわけないですけれども、この間、一応ガスでも自由化が行われてきて、新規の参入者もかなりあるわけです。というか、電力では五%ぐらいしか占めないのに、ガスでは多いときには一七%、足元では減っていますけれども、参入が進んでいた。その内訳がこの上の円グラフの左の方になります。事業区分。

これはちょっとお聞きしたいのですが、この下の関西電力の七十九件というのもあわせてちょっと御答弁いただければと思います。

○多田政府参考人 先生お配りのガス事業便覧平成二十六年版、下にございますけれども、このガス導管事業者による大口供給の中で、電気事業者、上方から数えますと、左にあります三番目、関西電力七十九件、そして二番目に、右の方

にあります。

その上で、廣瀬社長にお聞きたいのですが、そうやつて新しいビジネスを開拓されたりしていろいろもうけるわけですから、一方で、新・総合特別事業計画に書いているように、責任と競争、この二つの使命を負つていらっしゃると思うんですが、この二つの使命というのは、どのようになつてから両者を両立させていくかというふうに思つていらっしゃるのか。

○藤野委員 ありがとうございます。

今御答弁がありましたように、要は電力事業者

というものが大変大きなシェアを占めているという

というのは、中部電力さんと新たにJERAを

実際、関西電力のガス販売量あるいは東京電力のガス販売量というのも、それ九億立方メートルあるいは一億立方メートル、中部電力は三億

購入というのは、一番が東電で二九%、二番が中電で一六%二つ合わせて四五%ということです。三位と四位が東ガスと大ガスということなんですね。ですから、もともとLNGの電力会社がトップを占めているということです。売ベースでも、既に電力の動きは活発であります。

要は、こうしたものを、今既に、LNGを初め社が持つておりますし、中電は十分に何かつくる必要がない。東京電力はしかし、そういう上流だけでなく、下流というか販売ベースでも、既に電力の動きは活発であります。

が、市場でもうけることができる。

今回の法案によつて、二千四百万千瓦の一般家庭と、あと百二十万の事業所、工場やさまざま商業施設というのが開放されるということで、結局は、今すぐにでも戦えるプレーイヤーにそういう市場を開放してあげるというが、今回の法案の非常に大きな特徴だというふうに思つんですね。

具体的な報道もなされておりまして、東京電力は、現状ではガス設備のエンジニア機能を持つていない。いろいろなエンジニアリングですね。他方、中部電力と親密な関係にある大阪ガスは、当たり前ですけれども、これを持つている。だから、中部電力を介して、大ガスが持つてゐるさまざまな機能を東電が使えば、直ちに工場や商業施設で新たなビジネスチャンスがふえるということ

で、そういう意味では、今回の法案の一つの大きな特徴といつて、ここにあらわれているといふうに思つんです。

その上で、廣瀬社長にお聞きたいのですが、

一方で、まさにシステム改革がこれから始まつて、来年の四月からは全面的に自由化が始まることですので、これまでのよう地域独占といく必要がございます。かなりの大きな金額でござります。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

先ほどからお話を出ております新しい総合特別事業計画において、私どもは責任と競争を両立させていくのだということを本当に最大のミッションといつてお聞きました。

要は、責任といつては福島の責任であります。したがつて、これを我々の中で正面して競争という特別の使命を負つて東京電力が、どのようにそれを両立させていくかというふうにお考えになるのか。

かなりニューアンスが違うと思うんですが、この

両者のアライアンスと、そして、その中で責任と

福島の復興に使っていくとおっしゃったわけですかね。

かならぬニューアンスが違うと思うんですが、この

の責任を果たしていくことは、一見かなり矛盾するようなことかもしれませんけれども、実際は全く矛盾することではなくて、私どもがしっかりと立って責任を果たしていくために、競争にもしっかりと打ちかって、打ちかつというか、お客様からしっかりと選んでいただくということが必要だというふうに考えております。

○藤野委員 矛盾することはないというお話をなんですが、やはり矛盾すると思うんですよ。

事前にお話を聞いて、柏崎刈羽の再稼働というのはどっちに入るんですかと聞いたら、お答えがないんですね。収支だと。それは収支の話であつて、しかし、そもそも会社のあり方を左右する柏崎刈羽の位置づけがない。包括アライアンスはちゃんと入っているんですけどもね。

ですから、二つの両輪というようなもののうちの一つがうまくはまらないというのは、やはり、責任と競争といふものの相反する性格というのをあらわしているというふうに思います。これは、ある中部電力にとつてはなおさらやりにくいやないかなというふうに思うんです。

結局、全面自由化といなながら、大変重い責任というのを東電に求めざるを得ない、ここにやはり今回の改革の矛盾があらわれているいると思います。やはり、この点でも東電のきつぱりした処理が求められているということを強く指摘しておきたいと思います。

重ねて、ガスシステム改革についてお聞きします。

先日、当委員会で中根委員の質問に対しまし

て、ガス業界の皆さんに納得していただいたとい

うふうに宮沢大臣が答弁をされて、ああ、そうな

のかというふうに私は思つたんです。

といいますのは、経産省の総合資源エネルギー

調査会がシステム改革小委員会で報告書をこと

しの1月に出されておりまして、私も興味深く読

んだんです。これはことし1月なんですか

も、ここには、中心部分であるいわゆる導管網、

の責任を果たしていくことは、一見かなり矛盾するようなことかもしれないけれども、実際は全く矛盾することではなくて、私どもがしっかりと立って責任を果たしていくために、競争にもしっかりと打ちかって、打ちかつというか、お客様からしっかりと選んでいただくと、いうことが必要だというふうに考えております。

○藤野委員 矛盾することはないというお話をなんですが、やはり矛盾すると思うんですよ。

事前にお話を聞いて、柏崎刈羽の再稼働というのはどっちに入るんですかと聞いたら、お答えがないんですね。収支だと。それは収支の話であつて、しかし、そもそも会社のあり方を左右する柏崎刈羽の位置づけがない。包括アライアンスはちゃんと入っているんですけどもね。

ですから、二つの両輪というようなもののうちの一つがうまくはまらないというのは、やはり、責任と競争といふものの相反する性格といふのをあらわしているというふうに思います。これは、ある中部電力にとつてはなおさらやりにくいやないかなというふうに思うんです。

結局、全面自由化といながら、大変重い責任といふのを東電に求めざるを得ない、ここにやはり今回の改革の矛盾があらわれているいると思います。やはり、この点でも東電のきつぱりした処理が求められているということを強く指摘しておきたいと思います。

重ねて、ガスシステム改革についてお聞きします。

先日、当委員会で中根委員の質問に対しまし

て、ガス業界の皆さんに納得していただいたとい

うふうに宮沢大臣が答弁をされて、ああ、そうな

のかというふうに私は思つたんです。

といいますのは、経産省の総合資源エネルギー

調査会がシステム改革小委員会で報告書をこと

しの1月に出されておりまして、私も興味深く読

んだんです。これはことし1月なんですか

も、ここには、中心部分であるいわゆる導管網、

導管部門の中立性について、まとめというところ

にあります。

すけれども、要は、一月のときは両論併記、しか

し今ここで法案が出て審議している、宮沢大臣

は納得してもらつたと。ここにもやはり大きな

ギヤップを感じるんです。

ちょっと、ここで納得したというその議論の

経過やポイントを御紹介いただければと思うんで

すが、

○宮沢国務大臣 まさに、ガスシステム改革の検討を始めまして、そのプロセスの中で、法的分離などの論点について事業者からいろいろと昨年夏以来、御懸念が示され、さまざまな議論がございました。

そして、審議会におきましても、二十一回議論

いたしましたけれども、六回は法的分離を集中的

に議論いたしまして、その段階では、まさにそ

ういう報告書という形でまとまりました。

その後、政府として法案を提出する作業を行つております。そこで、その段階でも、もちろん電力関係の方からも、ガス関係の方からもいろいろな意見交換を丁寧に行いました。

結局、法的分離に必要な準備期間を確保してほしいというような、電力と同

じタイミングには少し難しい、したがつて準備期

間を確保してほしいということや、保安といつた

ことについて政府が必要な施策を推進するとい

うふうなことを法案に明記するというふうなことをいたしまして、最終的にガス業界の納得もいただき、また与党である自民党、公明党の御了解もいたしました。

ただいて、提出をしたところでございます。

○藤野委員 納得いただいたということですが、

やはり、先ほど来の審議にもありますように、大き

い不安と懸念が広がつてきているというのが実態だ

というふうに思います。

そもそも、なぜガスについて自由化を急ぐのか

という現実的必要性がやはり誰にもわかりにくい

というふうに思うんです。電力については、三・

一・一が起こり、実際に電力の需給が逼迫するとい

うことでも起こり、国民全体が身をもつて実感した

ことがあります。これがたまたま、結局は、総

合エネルギー市場ですか、自由化で生まれるこ

とで今議論が進められている。むしろ、電力に比

べれば、先ほども言いましたけれどもガスでは新

規参入が進んでいたわけであります。

ちょっと、前提としてお聞きしたいんですけど

ども、一七%まで達していたものが足元で一二に

下がつたんですけれども、この理由というのは何

なんでしょうか。

○多田政府参考人 ガスの新規参人が下がつた

ということですけれども、幾つかの理由はあるの

かと思いますけれども、天然ガスとそれからその

他の重油等との燃料転換というのが通常行われる

わけでありますけれども、その中で、少し事業者

の方が天然ガスから離れるという選択があつたの

かもしれませんし、もう一つは、競争に負けたガ

ス会社の方がもう一度取り返すといったようなこ

ともあつたのかと思われます。

○藤野委員 これは、二〇一一年まではある意味

右肩上がりでふえていて一七までいきました、そ

れがその後一二まで五ポイントも急激に下がつ

ております。

これはやはり震災の影響もあるとは思うんです

けれども、一つはやはり、先ほどお示しいただ

いた、電気事業者の中で東電が大きな割合を占めて

きているわけですから、三・一・一を受けて、

東電がそうした新しい分野への、新規事業に、体

力を含めて、振り向ける力が弱まつてきたという

ことなども影響しているんじゃないかというふう

に思えます。

ですから、やはりそこに再びそこに入れるとい

いますか、東電に改めてちょっとガス市場でもう

けさせようというのが今回の法案のもう一つの狙

いではないかというふうに思えます。

○江田委員長 次回は、来る二十八日火曜日午前

八時四十五分理事会、午前九時委員会を開催する

こととし、本日は、これにて散会いたします。

修正させていただきます。

○江田委員長 次回は、来る二十八日火曜日午前

八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会する

こととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

INPEXとか、なぜ除いたのかということも含めて、ガスについては本当に理由がよくわからなことがあります。これがたくさんあるということで、結局は、総合エネルギー市場ですか、自由化で生まれるこの必要性というのが全くよくわからないというふうに思えます。

もう終わりますけれども、冒頭言いましたけれども、事実上破綻している東電のあり方が、先導役として電力システム改革を左右するというの

は、こんなおかしな話はないわけで、国民のための電力システム改革を行うためにも、東電の破綻

處理を強く求めて、質問を終わります。

○多田政府参考人 申しあげございません。先ほどの答弁の修正をさせていただきたいと思います。

もう終わりますけれども、冒頭言いましたけれども、事実上破綻している東電のあり方が、先導

役として電力システム改革を左右するというの

は、こんなおかしな話はないわけで、国民のため

の電力システム改革を行うためにも、東電の破綻

處理を強く求めて、質問を終わります。

○藤野委員 これは、二〇一一年まではある意味

右肩上がりでふえていて一七までいきました、そ

れがその後一二まで五ポイントも急激に下がつ

ております。

これはやはり震災の影響もあるとは思うんです

けれども、一つはやはり、先ほどお示しいただ

いた、電気事業者の中で東電が大きな割合を占めて

きているわけですから、三・一・一を受けて、

東電がそうした新しい分野への、新規事業に、体

力を含めて、振り向ける力が弱まつてきたという

ことなども影響しているんじゃないかというふう

に思えます。

ですから、やはりそこに再びそこに入れるとい

いますか、東電に改めてちょっとガス市場でもう

けさせようというのが今回の法案のもう一つの狙

いではないかというふうに思えます。

○江田委員長 先ほど福島委員からも指摘がありまし

た、そういうふうに思えます。

そもそも、なぜガスについて自由化を急ぐのか

という現実的必要性がやはり誰にもわかりにくい

のかというふうに思えます。

そもそも、なぜガスについて自由化を急ぐのか

という現実的必要性がやはり誰にもわかり

2015年4月24日

衆議院経済産業委員会配布資料

日本共産党 藤野 保史

【取扱い厳重注意】

○質問者 今のお答えは、基本的には先ほど私が申し上げたとおりの考え方で。

○吉田所長 それは今までの原子力の設計の考え方ですから、そこはノーというつもりはないで、みんなが言うとおりだと思います。だけれども、実際に現場に行って、現場で見てみると、なかなか通り一遍のことでできない部分がある。今までではそういうことは極めて少なかったんですけども、トラブルを経験していると、例えば、福島第一の1号機、これは前の調査委員会で加藤さんにも御説明しましたけれども、平成3年に海水漏れを起こしています。あの溢水を誰が想定していたんですか。あれで冷却系統はほとんど死んでしまって、DGも水に浸かって、動かなかつたんです。あれはものすごく大きいトラブルだといまだに思っているんです。今回のものを別にすれば、日本のトラブルの1、2を争う危険なトラブルだと思うんですけれども、余りそういう扱いをされていないんですね。あのときに私はものすごく水の怖さがわかりましたから、例えば、溢水対策だとかは、まだやるところがあるなという感じはしていましたけれども、古いプラントにやるというの、一回できたものを直すというのは、なかなか。勿論、いろんなことをやってきました。補修工事をやってきましたけれども、完璧にやっていくのは非常に難しいし、お金もかかるという感覚です。能書きだけ言うと、さっきの話になるんですけども、それを実際に適用するとなると、いろいろ大変なところがあるというのが素直な感想です。

○質問者 わかりました。これも皆さんにお尋ねしているんですけども、横が時間、こちらが設計条件で、例えば、建築許可のときにいろいろ自然ハザードを想定して、これを守っていれば大丈夫ではないかというラインでしばらくきているときに、例えば、知見Aみたいな話が出てきて、今回、更に行くと、平成24年の10月に土木学会の津波評価技術の改定が予定されておりましたけれども、そのときに必要だったのは間違いなく、ここまで上げなさいということになれば、こうなって、すぐには無理で、対策工事が必要なので、完成した時点で、こういうふうになるかと思うんです。まず1つ目のお尋ねなんですが、この間、どうするかということについて、これはどんなふうな対応を取られるんでしょうか。

○吉田所長 非常に理想的に書くと、こういう図式なんですか? 例えば、24年の10月に土木学会が開かれるとすると、大概、そのときにAかBかという結論になるわけです。10mなのか、5m、6mでいいのか、はたまた15mで行くか。多分、学会でOKが出る1年ぐらい前には、大体、いろんな議論の中で見えてくると思うんです。今年の末から来年の初めぐらいには大体出てくる。その×は、土木学会のものが出てたから×ではなくて、多分、土木学会が出る前に、ある程度、こちらの方針を決めざるを得ない。それで土木学会が出ても耐えられるようにするというのが我々の電力としてのノウハウだと思うんで、土木学会が出るといつても、その前に議論が多分あって、ほとんどもうこれだよねと言いうながら、いろんな先生の話を聞きながら、最後は詰めをやっているというような学会の普通の進め方ですから、素案が出て、そこで15mでやむなしというんであれば、23年ぐらいから、早目から準備を始めておく。さっきのあれではないですけれども、予算も含めて、

2015年4月24日

衆議院経済産業委員会配布資料

日本共産党 藤野 保史

原子炉施設故障等報告書
(最終報告)

平成 4年 3月 6日

東京電力株式会社

件名	福島第一原子力発電所1号機 補機冷却水系海水配管からの海水漏えいに伴う原子炉手動停止について
事象発生の日時	平成 3年10月30日 18時30分(出力降下開始)
事象発生の場所	福島第一原子力発電所1号機
事象発生の原子炉設置名	補機冷却水系海水配管(埋設部)
事象の状況	1号機は定格出力(460MW _e)で運転中のところ、平成3年10月30日17時55分頃パトロールにおいて、タービン建屋地下1階(南側)電動機駆動原子炉給水ポンプまわりの床面より湧水を発見したため、原子炉を手動停止し原因を調査することとした。このため、同日18時30分より出力降下を開始し、20時40分発電機を解列した後、23時45分原子炉を手動停止した。 調査の結果、電動機駆動原子炉給水ポンプ付近の床下に埋設されている補機冷却水系海水配管の母管より分岐し原子炉給水ポンプ用空調機へ供給する配管の分岐部近傍に貫通穴があいていることを確認した。また、当該部を除く他の部位からは漏えいがないことを確認した。 海水漏えいにより、1-2号共通ディーゼル発電機及び機関に一部浸水が確認されたが、工場で点検修理を行った後、現地での全体的な機能試験を実施し、その健全性を確認した。
事象の原因	補機冷却水系海水配管から海水漏えいに至った原因是、以下のように推定される。 (1)貝等の異物によりライニング表面に傷ができ、この傷が徐々に拡大しライニングが局部的に損傷した。 (2)その後、海水が局部的に損傷されたライニング部に浸透し海水による材料の腐食減肉が内面より徐々に進行した。 (3)その結果、当該海水配管の一部が局所的に貫通し、海水の漏えいに至った。
保護装置の種類及び動作状況	該当せず(原子炉手動停止)
放射能の影響	なし
被害者	なし
他に及ぼした障害	なし
復旧の日時	第16回定期検査(平成4年1月7日~7月28日)において復旧する。
再発防止対策	補機冷却水系海水配管の取替えを実施する。なお、取替えに当たっては海水漏えい箇所が埋設部であったことに鑑み、点検性、保守性等の改善を図るべく、海水配管の架空化を実施する。 併せて、当該工事で新設される配管の内面には、現状のタールエポキシライニングと比較して施工性、管内面との密着性及び耐剥離性等に優れているポリエチレンライニングを施工することとする。

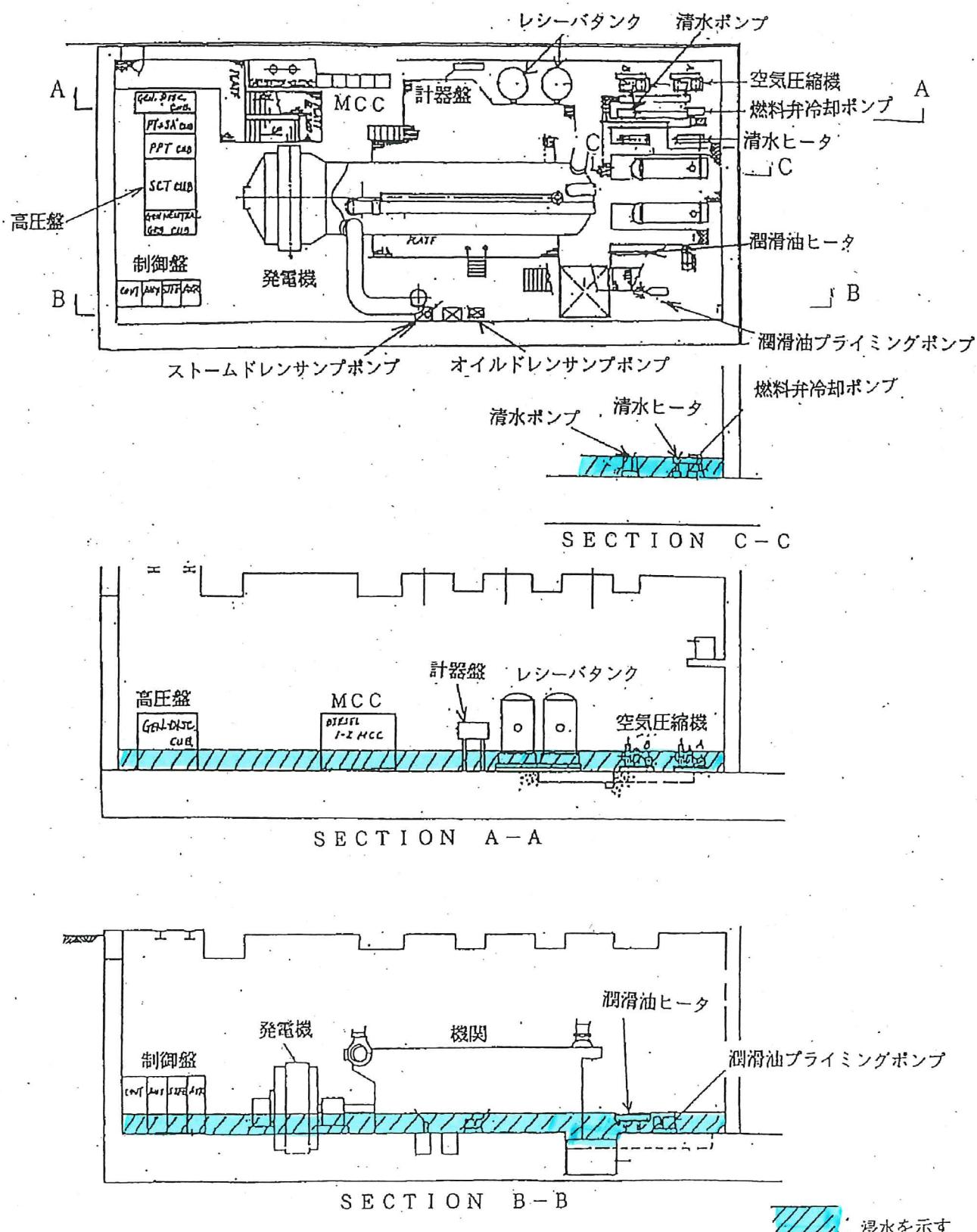
G10010 TRA 44H03-13-3 004 ROP

2015年4月24日

衆議院経済産業委員会配布資料

日本共産党 藤野 保史
参考資料-13

漏えい箇所周辺の機器類の点検結果



1-2号共通ディーゼル発電機室内の浸水状況図

東北地方太平洋沖地震発生時点でもまったく工事を実施していなかったことが、本調査によって明らかになった。一方、保安院も、耐震補強工事を含む耐震バックチェックを急ぐ必要性を認識していたが、東電の対応の遅れを黙認していた。

東電と保安院は、本事故後の解析・評価によって、5号機の安全上重要な配管本体及び配管サポートに耐震安全性が確保されていない箇所があることを確認している。それらについて東電は、現地で目視調査をしたところ有意な損傷がなかったとしているが、非破壊検査等の詳細調査はなされておらず、地震動による破損がなかったとは何ら結論できない。さらに、5号機よりも古い1～3号機、特に設計が大きく異なる1号機で地震動による損傷がなかったかどうかについては何も言えない。「第2部(2.2.1)」で述べるように、東北地方太平洋沖地震による福島第一原発の地震動は基準地震動Ssを上回るものだった。ところが、そのような地震動に耐えられるような補強がほとんど行われずに、耐震脆弱性を抱えたまま、3.11を迎えることになったのである。

1.2 認識しながら対策を怠った津波リスク

福島第一原発は40年以上前の地震学の知識に基づいて建設された。その後の研究の進歩によって、建設時の想定を超える津波が起きる可能性が高いことや、その場合すぐに炉心損傷に至る脆弱性を持つことが、繰り返し指摘されていた。しかし、東電はこの危険性を軽視し、安全裕度のない不十分な対策にとどめていた。

平成18(2006)年の段階で福島第一原発の敷地高さを超える津波が到来した場合に全交流電源喪失に至ること、土木学会手法による予測を上回る津波が到来した場合に海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険があるという認識は、保安院と東電との間で共有されていた。

改善が進まなかった背景には少なくとも3つの問題がある。第一は、保安院が津波想定の見直し指示や審査を非公開で進めており、記録も残しておらず、外部には実態が分からなかったこと。第二は、津波の高さを評価する土木学会の手法の問題である。この手法は電力業界が深く関与した不透明な手続きで策定されたにもかかわらず、保安院はその内容を精査せず、津波対策の標準手法として用いてきた。第三としては、恣意的な確率論の解釈・使用の問題がある。東電は不公正な手続きで算出された低い津波発生頻度を根拠として、対策を施さないことを正当化しようとしていた。一方で津波の確率論的安全評価が技術的に不確実であるという理由で実施せず、対策の検討を先延ばしにしていた。

東電の対応の遅れは保安院も認識していたが、保安院は具体的な指示をせず、バックチェックの進捗状況も適切に管理監督ていなかった。

今回重大な津波のリスクが看過された直接的な原因は、東電のリスクマネジメントの考え方にある。科学的に詳細な予測はできなくても、可能性が否定できない危険な

(単位:億円)

	2014年3月期 (見込)	2015年3月期 (計画)	2016年3月期 (参考)	2017年3月期 (参考)	2018年3月期 (参考)	2019年3月期 (参考)	2020年3月期 (参考)	2021年3月期 (参考)	2022年3月期 (参考)	2023年3月期 (参考)
主要計数										
B/S 純資産	14,978	16,648	18,593	19,920	21,416	22,435	23,864	25,715	27,128	28,089
自己資本比率	10.5%	13.4%	15.2%	16.5%	17.8%	18.9%	20.0%	21.6%	21.7%	21.7%
P/L 当期純利益(損失)	6,658	1,670	1,944	1,327	1,496	1,020	1,428	1,851	1,413	961
経常利益率	0.4%	2.5%	2.7%	2.2%	2.6%	1.8%	2.5%	3.3%	2.7%	2.1%
C/F 期末現金及び現金同等物残高	11,824	5,141	3,184	2,327	2,971	2,795	3,390	3,616	10,160	14,821
貸借対照表										
総資産	142,611	124,377	121,983	120,537	120,107	118,940	119,293	119,206	125,122	129,337
純資産	14,978	16,648	18,593	19,920	21,416	22,435	23,864	25,715	27,128	28,089
参考) 有利子負債	76,000	69,935	66,059	65,296	63,803	61,302	59,793	57,810	62,526	65,745
損益計算書										
営業収益	64,340	66,289	63,515	60,608	59,551	59,433	59,588	58,695	57,980	57,877
電気事業営業収益	62,991	65,031	62,176	58,860	57,679	57,562	57,716	56,824	56,109	56,005
電灯電力料	59,260	61,056	58,133	54,681	53,445	53,255	53,296	52,088	50,891	50,764
その他	3,732	3,975	4,043	4,179	4,235	4,307	4,421	4,736	5,218	5,242
附帯事業営業収益	1,349	1,258	1,340	1,748	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871
営業費用	63,343	63,783	61,062	58,611	57,265	57,624	57,274	55,860	55,383	55,478
電気事業営業費用	62,041	62,623	59,805	56,972	55,517	55,874	55,521	54,106	53,628	53,724
人件費	3,366	3,300	3,323	3,307	3,273	3,225	3,180	3,144	3,122	3,016
燃料費	29,238	27,588	24,912	21,775	20,680	21,806	21,421	20,463	19,978	19,094
修繕費	2,859	4,423	4,362	4,573	4,351	4,017	3,888	3,846	3,652	3,669
減価償却費	6,255	6,289	6,242	6,248	6,128	5,915	5,758	5,524	5,336	5,150
購入電力料	9,698	8,864	8,405	8,311	8,198	7,992	8,433	8,747	9,369	10,634
その他	10,626	12,159	12,561	12,758	12,887	12,919	12,841	12,382	12,171	12,160
附帯事業営業費用	1,301	1,160	1,257	1,638	1,748	1,749	1,753	1,754	1,755	1,754
営業利益(損失)	997	2,507	2,453	1,998	2,286	1,810	2,313	2,835	2,598	2,399
営業外収益	534	320	298	362	338	323	332	333	325	335
営業外費用	1,260	1,150	1,009	1,017	1,056	1,045	1,127	1,205	1,334	1,502
経常利益(損失)	271	1,677	1,742	1,343	1,568	1,088	1,518	1,963	1,589	1,232
特別法上の引当繰入(取崩)	5	10	10	13	12	15	14	11	96	116
特別損益	6,392	7	280	-	-	-	-	-	-	6,678
税引前当期純利益(損失)	6,658	1,673	2,012	1,330	1,556	1,073	1,504	1,951	1,493	1,116
法人税等	1	3	67	3	60	53	76	100	80	155
当期純利益(損失)	6,658	1,670	1,944	1,327	1,496	1,020	1,428	1,851	1,413	961
キャッシュフロー										
営業キャッシュフロー	3,850	6,930	8,364	7,599	8,448	8,192	8,462	8,820	7,599	7,149
投資キャッシュフロー	(2,906)	(7,547)	(6,445)	(7,682)	(6,301)	(5,857)	(6,347)	(6,602)	(5,761)	(5,696)
財務キャッシュフロー	(2,922)	(6,066)	(3,876)	(773)	(1,503)	(2,511)	(1,519)	(1,993)	4,706	3,208
現金及び現金同等物の増減	(1,978)	(6,683)	(1,957)	(857)	644	(176)	595	226	6,544	4,661
現金及び現金同等物の期末残高	11,824	5,141	3,184	2,327	2,971	2,795	3,390	3,616	10,160	14,821
10年間累計額										
営業キャッシュフロー	38,500	69,300	83,640	75,990	84,480	81,920	84,620	88,200	75,990	71,149
投資キャッシュフロー	(29,060)	(75,470)	(64,450)	(76,820)	(63,010)	(58,570)	(63,470)	(66,602)	(57,610)	(56,696)
財務キャッシュフロー	(2922)	(6066)	(3876)	(773)	(1503)	(2511)	(1519)	(1993)	4706	3208
現金及び現金同等物の増減	(1978)	(6683)	(1957)	(857)	644	(176)	595	226	6544	4661
現金及び現金同等物の期末残高	11824	5141	3184	2327	2971	2795	3390	3616	10160	14821

※ 当収支作成後の情勢変動等により、実際の業績等とは異なる可能性がある。

※ 上記収支は、原油価格(CIF):110\$/バレル、為替レート:100円/\$の前提で策定している。

※ 特別負担金は、機構法第52条に基づき、機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定め、主務大臣の認可を受けることとされている。

上記収支作成にあたっては、原則500億円を特別負担金として仮置きしている。

※収支計画上の前提として、柏崎刈羽原子力発電所の1,5,6,7号機については、2014年7月から順次再稼働(6, 7号機:2014年度前半、1, 5号機:2014年度後半)するものと仮定している。2, 3, 4号機については、再稼働までに相応に時間を要し、より不透明であることから、再稼働時期は未定とした。したがって、10年間の収支については、2,3,4号機の再稼働を織り込まない場合と、織り込む場合を試算している。

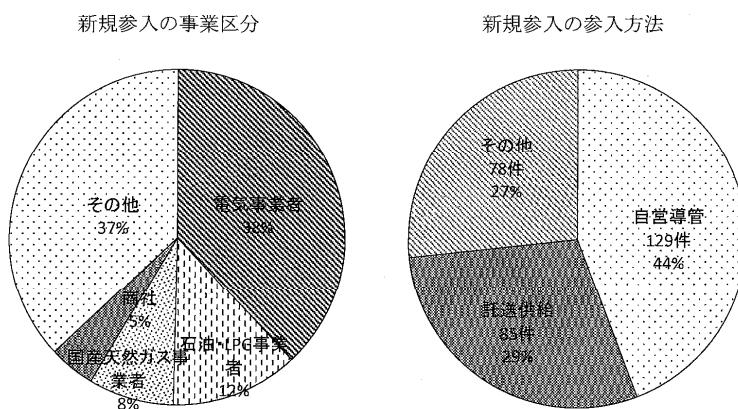
自由化部門(大口供給)の新規参入事業者に 占める電気事業者等の割合

新規参入者の事業区分を見ると、電気事業者が全体に占める割合が38%と最大となっている。

背景として、電気事業者は元来発電用としてLNGを大量に扱っており、また自らLNG基地を保有しているため参入のハードルが比較的低いこと等が挙げられる。

新規参入の参入方法を見ると、自営導管による参入が44%、託送供給による参入が29%、その他（サテライト供給等）が27%となっている。

【図表3-3-3】直近10年間のガス事業・電気事業の新規参入



出典：大口供給届出書から資源エネルギー庁作成

各地域における新規参入者の分布を見ると、新規参入が活発に行われているのは、関東、関西及び中部と、いずれも大手ガス事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）の供給区域内である。

出典：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会
(第1回)配布資料、2013年11月12日

ガス導管事業者による大口供給 (14事業者、大口供給許可・届出件数215件)

事業者名	許可・届出件数	事業者名	許可・届出件数
エア・ウォーター	7	中部電力	23
オサト・エネルギー・サービス静岡	2	東京電力	26
関西電力	79	東北天然ガス	6
国際石油開発帝石	16	エネロップ	13
小倉興産エネルギー	1	四国電力	2
三愛石油	21	筑後ガス圧送	1
JX日鉱日石エネルギー	10		
石油資源開発	8	計	215

出典：「ガス事業便覧 平成26年版」